

「令和5年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 令和5年10月27日（金）9：30～10：10

II 場 所 熊本市役所北側議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添会議資料のとおり

IV 事務局 熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（協議事項）

「スーパーセンタートライアル尾ノ上店」の新設届出に対する本市の意見（案）

（報告事項）

令和4年度協議案件の現地確認結果

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（協議事項）

「スーパーセンタートライアル尾ノ上店」の新設届出に対する本市の意見（案）

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、住民等・学識経験者・関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下5点の留意事項を付記。

(1) 駐車場の出入口は来客用と商品搬入車両とが共用のため、十分注意すること。特に、通学時間帯における車両の出入りについて、十分に事故防止対策を講じること。

(2) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、住民等の意見も踏まえ、速やかに関係機関と協議の上、追加での交通量調査、駐車場出入口付近の危険喚起対策の再検討、交通整理員の拡充等必要な対策を講じること。

(3) 騒音により近隣の生活環境が損なわれないよう配慮するとともに、近隣の住民から苦情があった場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要な対策を講じること。

(4) 緑化については、視認性等の安全対策を十分に講じた上で、可能な限り芝張りだけでなく樹木（低木・中木・高木）も植栽し、緑化の推進に取り組むこと。

(5) 住民等の意見も踏まえ、出店後も定期的に自治会等と連携し、必要に応じて協議の場を設けること。

〔質 疑〕

・住民から交通の不安に関する意見が出ている。店舗側の賃借地を1mセットバックしているが、どの程度安全なのか。（磯田委員）

・住民から雨水の流出に関する意見も出ているため、その点についてもご説明いただきたい。（磯田委員）

〔回 答〕

・右折車線は設置出来なかったが、セットバックすることで、右折車がいっても、直進できるような幅員は確保しているため、渋滞は多少緩和できると考えている。（東区土木センター）

・雨水排水対策については、大規模小売店舗立地法の指針による定めはないので、市の意見として述べることは出来ない。住民からのご意見に関しては関係課に照会を行い文書にて回答している。（商業金融課）

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布している意見案に記載の内容を設置者へ通知することとする。

（報告事項）

令和4年度協議案件の現地確認結果

〔事務局説明〕

- 令和4年度に協議会を実施した「（仮称）近見複合」において現地確認を行った。
- 交通渋滞及び騒音に関する苦情等は発生していないと聞き取っている。
- 緑化については、芝張りにて面積を確保している状況。
- 地域貢献については、店舗に設置する防犯カメラ（2台）が隣接する道路を映すことができ、歩行者の見守りが可能なよう配慮している。

〔質 疑〕

・なし

※議事内容の一部について、当日の発言に補足を加えている。